令和　年寄附分　　市町村民税
道府県民税　　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

提出日　令和　　年　　月　　日 愛媛県八幡浜市長　殿		整理番号	
住　所	〒 **※住民税が課税される住所をご記入下さい。** **（基準日は寄附した翌年の1月1日現在）**	フリガナ	
		氏　名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の２（第314条の７）第２項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の１月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１．当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和　　年　　月　　日	円

２．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である	□

（注）　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、⑴及び⑵に該当すると見込まれる者をいいます。

⑴　特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

⑵　特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である	□

（注）　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の１月１日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が５以下であると見込まれる者をいいます。

≪添付書類【２点】は鮮明に見えるようコピーをして、下記に貼り付けてください。※重ならないように貼ってください。≫

枠内に入りきらない書類は、裏面になるべく重ならないように貼り付けて下さい。

【１点目】本人確認書類	【２点目】個人番号記載の書類
※住所は「住民税課税先住所」でなければ申請は無効となります。必ず「上記の住所」及び「添付書類の住所」ともに課税先住所となるようにしてください。 ※個人番号・氏名・住所・生年月日・性別がはっきりと表記された書類のコピーをお願いします。 ※苗字や住所の変更がある方は、変更内容が確認できる書類のコピーも必要となります。	
・マイナンバーカード（表面:顔写真のある方） ・運転免許証　　・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳　　・在留カード ・特別永住者証明書　等	・マイナンバーカード（裏面：顔写真のない方） ・通知カード ・個人番号が記載された住民票 （貼付は申請書の裏面へ）

本申請書の提出期限は寄附した翌年１月１０日までとなります。
（年末年始は受付処理に時間がかかります。お早めにご提出ください。）

●ワンストップ受付完了通知書の送付先住所（課税先住所と異なる場合は、ご希望の送付先住所を下記にお書き下さい。）

〒　　－